

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第5回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年2月24日（火） 14時00分～14時50分

於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、齋藤 聖美、新町 敏行、高橋 伸子

（以上4名）

第3 出席臨時委員

根岸 哲

第4 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、
安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、
菱沼 宏之（事業政策課調査官）、古市 裕久（料金サービス課長）、
村松 茂（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

副島 一則（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

諮問事項

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について【諮問第1210号】

開 会

○東海部会長　　ちょうど定刻でございます。ただいまから第5回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させていただきます。

　　本日は、委員及び臨時委員7名中5名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

　　なお、会議は公開で行います。

議 題

諮問事項

　　電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について【諮問第1210号】

○東海部会長　　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

　　本日の議題は1件でございます。

　　諮問第1210号、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について、審議をさせていただきます。

　　それでは、まず総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○古市料金サービス課長　　それでは、お手元の資料5-1に基づきましてご説明させていただきます。

　　表紙をおめくりいただきまして2枚目に、今回の審議会諮問の諮問書をおつけいたしております。諮問書の内容について読み上げさせていただきます。

　　「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について、下記のとおり諮問する。

　　電気通信事業においては、ネットワーク等を相互接続することが事業展開上不可欠であるため、ネットワーク構造や市場構造の変化に応じて多様化・複雑化する接続ニーズを踏まえ、接続ルールを適時適切に見直すことが、公正競争環境を確保する観点から極

めて重要となる。

モバイル市場は、接続ルールの創設時（平成13年）には、固定通信市場の従たる位置付けであったが、平成19年には携帯電話の契約数が1億件を突破するなど、ビジネス・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、これに伴い、接続料や接続条件の透明性向上等を求める意見や接続料の設定等を巡る紛争が生じているところである。

固定ブロードバンド市場では、平成20年度第一四半期に、これまで市場を牽引してきたADSLに代わり、FTTHが契約数で首位に立ったが、FTTH市場では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が継続的にシェアを高める一方で、平成20年度の契約純増数の予測を下方修正するなど、FTTH市場をはじめとした固定ブロードバンド市場は、更なる活性化に向けた取組が求められる状況にある。

また、このような従来型の市場に加え、自らはサーバのみを設置してコンテンツ配信を行ったり、コンテンツ配信等を行う者に対し認証・課金機能を提供するなど、他事業者のネットワークを利用する形態で行われる事業も増加傾向にあり、これらが通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待される中で、当該市場で事業展開を行う者との関係に着目した接続ルールの検討も求められる状況となっている。

さらに、平成22年の3.9世代移動通信システムの商用開始など、モバイル市場においてもアクセス回線の高速化・大容量化や中継網のIP化が予定されており、今後、ネットワークレベルにおいて固定網・移動網の差異の希薄化・融合が急速に進展するとともに、サービスレベルにおいても、FMC（Fixed Mobile Convergence）サービスなど、固定通信と移動通信の融合サービスの本格的な展開が想定される中で、市場統合の進展状況等に応じ、接続ルールを含む指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となる状況も今後想定される。

このような状況を受け、また関係事業者等からの提案を踏まえ、電気通信市場における公正競争環境を確保する観点から、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について貴審議会に諮問するものである。」

以上でございます。

続きまして、別添、横長の資料に基づきまして今回の審議会諮問の内容について補足説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして1ページ、電気通信サービスの加入契約数の推移の資料でございます。

ここにございますとおり、1996年12月に固定電話を中心とした固定通信分野の接続ルールの整備について審議会答申をいただいたところでございますが、この後、固定電話の加入契約数は漸減傾向でございまして、現在、5,000万を下回る水準となっているところでございます。

他方、固定ブロードバンドの加入契約数につきましては、その後、急速に増加をしているところございまして、現在、約3,000万加入契約数の水準となっているところでございます。

また、内訳につきましては、左下の表にございますとおり、FTTHがDSLを抜き継続的に拡大傾向にあるということでございます。

一方、移動通信分野におきましては、2000年12月に移動通信分野の接続ルールの整備について審議会答申をいただいたところでございますが、この後、この表にございますとおり、携帯電話の加入契約数は固定電話を大きく上回り、現在、1億を超える数字になっておりまして、移動通信市場は大きく拡大をしているところでございます。

2ページが主要事業者における固定通信、移動通信事業の割合を示したものでございますが、今申し上げましたとおり、移動通信市場が大きく拡大している中で各社の事業の割合につきましても、この赤の部分で示されている移動通信事業の割合が非常に大きな割合を占める状況となってきたということでございます。

次に、3ページ目でございます。今申し上げました現在拡大をしている移動通信市場のこれまでの環境変化をまとめた資料でございます。

繰り返しになりますが、2000年12月に移動通信分野の接続ルールの整備について審議会答申をいただきましたが、その時点では、いわゆる第二世代の携帯電話の時代でございまして、サービスも音声中心を前提とし、固定電話との関係につきましても、あくまで携帯電話はオプションな通信手段の位置づけという整理で接続ルールの整備がなされたところでございます。

しかしながら、この青い棒グラフで示されている部分でございますが、その後、携帯インターネット接続サービスが急速に普及を遂げてまいりました。また、2001年度には、より高速な第三世代携帯電話のサービス開始が行われ、これも急速に普及してきたということございまして、このためインターネット接続をはじめとする音声に加え

たパケットベースのデータ通信の利用が急速に拡大してきているということでございます。

さらに2006年度には、第3.5世代携帯電話、さらに高速な携帯電話サービスが開始されることになり、以降、固定ブロードバンド市場と同様に通信プラットフォーム機能を利用した音楽、ゲーム、動画といったさまざまなコンテンツ・アプリケーションの利用が拡大してきているところでございます。

このような中、先ほど申し上げましたとおり、携帯電話の加入契約数は1億を超え、また2007年度には国内通信の通信時間で携帯発の通信時間が固定発の通信時間を初めて抜くなど、国民、利用者にとって携帯電話サービスが生活必需品になってきており、また、ビジネス展開上も重要なインフラ基盤となってきているところでございます。

このような環境変化の中、下のほうにございますとおり、例えば、新たな携帯電話の周波数割当を受けた新規事業者の参入でございませうとか、あるいは既存の携帯電話網を利用したモバイルバーチャルネットワークオペレータ、いわゆるMVNO、これが多数参入してきている中で、携帯電話網との接続形態もさまざまな形態が生じてきているわけでございます。これに伴いまして、例えば相互接続に係る紛争事案の発生でありますとか、接続料算定の透明性向上等を求める意見なども出されてきているわけでございます。移動通信市場自体は拡大をしてきているわけでございますけれども、この赤い折れ線グラフで示されておりますとおり、対前年度増減率は最近伸び悩みの状況でございます。モバイル市場全体におきまして、さらに競争環境整備を行うことにより、市場全体の拡大、活性化が求められている状況になっているということでございます。

移動通信分野の接続ルールにつきましては、2000年以降、大きな見直しを行ってきていないということもございませうので、今回の接続ルールの在り方のご検討に当たりましては、これまでのこのような大きな環境変化を十分に踏まえご検討いただくことが必要ではないかと考えているところでございます。

次に4ページ、固定ブロードバンド市場に関してでございます。

固定ブロードバンド市場の状況につきましても、先ほど申し上げましたとおり、FTTHがADSLを抜きまして、FTTH市場は拡大傾向にあるということでございます。これに伴い、NTT東西のシェアが拡大傾向でございませうが、NTT東西のFTTHに対する需要予測は、最近、下方修正されるなどの状況変化が生じてきているということでございます。

また、ADSL市場は縮小傾向ではございますが、最近、より低廉なサービスの提供などにより、下げどまりの傾向を示してきているということでございます。

このように固定ブロードバンド市場におきましても、移動通信市場と同様にさらなる活性化に向けた取り組みが求められる状況になっているものと考えているところでございます。

固定ブロードバンド分野におきましては、移動通信分野と異なりまして、これまで随時接続ルールの見直しを行ってきているところでございます。右側の表にございますとおり、直近では2007年3月に情報通信審議会におきまして、コロケーションルールの見直し等にかかる接続ルールの整備について答申をいただいたところでございます。この答申におきまして、継続検証事項とされました屋内配線、あるいは中継ダークファイバ等の扱いにつきまして、昨年8月に検証を行い、その検証結果を公表したところでございます。この検証結果におきましては、これら継続検証事項のうち事業者間協議では早期の解決が困難と考えられる事項について速やかに審議会に諮問し、審議を経た上で所要の措置を講ずることとするところでございます。

また、指定電気通信設備の指定対象、アンバンドル対象等の検証を行ういわゆる競争セーフガード制度におきましても、固定ブロードバンド網との接続に関するさまざまな意見をいただいているところでございまして、これらを踏まえまして、今回、固定ブロードバンド分野におきましても、接続ルールの在り方についてご検討いただきたいと考えているところでございます。

次に5ページ、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、例えば3.5世代形態電話の開始などモバイルネットワークが高速化し、また、固定ブロードバンドにおきましても、NGNの開始などさらにネットワークの高度化が進んでいく中で、このようなネットワーク環境整備を踏まえ、これらのネットワークを接続して、通信プラットフォーム機能を利用したコンテンツあるいはアプリケーション配信を行う事業形態が近年増加をしてきているところでございます。

また、左の表にございますとおり、モバイル市場、固定ブロードバンド市場自体が今後成熟化をしていく中で、通信プラットフォーム市場、あるいはコンテンツ配信市場、そしてこれらの市場が下支えをするコンテンツ、アプリケーションサービス市場、全体

はこの市場規模の拡大が今後期待されているところでございます。

これまで例えばモバイル市場におきましては、各携帯電話事業者がネットワーク機能と、それから通信プラットフォーム機能、あるいはコンテンツ配信機能等を垂直統合してサービス提供し、モバイル市場の拡大、あるいは利用者利益の向上にこれまで大きく寄与してきたところでございます。しかしながら、今申し上げましたような環境変化も踏まえ、今後もこのような垂直統合型のサービスをさらに伸ばしつつ、あわせてこのような通信プラットフォーム機能を他事業者ができるだけ円滑に利用できるような環境整備を行うことによって、モバイル市場全体のさらなる拡大、活性化が求められているところでございます。

また、固定ブロードバンド市場におきましても、例えば2008年3月末からNTT東西のNGNの商用サービスが開始されたところでございまして、このNGNにつきましては、NGNに対する接続ルールの整備などもこれまで行われてきているところでございますけれども、特にこのNGN特有の品質制御機能、回線認証機能、セッション制御機能などを利用した新しいサービスの提供を行いたいというような、こういった機能のオープン化を求める意見も出てきているところでございます。

このような状況を踏まえまして、今後は電気通信事業者のネットワークと接続をして事業展開を行う通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場の事業者などとの関係にも着目した接続ルールの検討が求められる状況となっているのではないかと考えているところでございます。

次に6ページ、主要事業者の今後の事業展開、ネットワーク展開の計画を取りまとめた資料でございます。ここにございますとおり、例えば、固定通信網では、2008年3月末に、先ほど申し上げましたとおり、NTT東西がNGNの商用サービスを開始し、NTT東日本においては2009年度末、NTT西日本においては2010年度末までに現行Bフレッツエリアに拡大をしていくとともに、既存IP網からNGNへの移行は2012年度末に完了予定とされているところでございます。

また、加入電話、いわゆるPSTNユーザーのマイグレーションについては、2010年に概括的展望を公表される予定でございまして。

さらに、モバイル市場でも2010年にはIPネットワークをベースとする3.9世代携帯電話が商用開始するなど、固定網と移動網の融合が今後急速に進展していくことが想定されているわけでございます。

このような環境変化を踏まえまして、例えば、この資料の真ん中の赤い点線で囲った部分でございますが、NTTグループにおきましては、2010年度を目途として、固定、移動ともにフルIPネットワーク基盤を構築し、サービス融合・連携の本格的展開を図っていきたいとしているところでございます。

また、このようなネットワークの融合を踏まえまして、先ほど申し上げましたようなコンテンツ配信市場、あるいは通信プラットフォーム市場においても、固定・移動網でシームレスに利用可能な通信プラットフォームの提供など、さらなる市場の発展が見込まれるところでございます。

したがって、今後の接続ルールの在り方の検討に当たりましては、このような今後将来にわたって見通せる、想定される環境変化についても、十分踏まえたご議論をしていただくことが必要かと考えているところでございます。

このような状況を踏まえまして、総務省におきましては、今回の審議会諮問に当たりまして、具体的な検討項目案を整理いたしまして公表し、ことしの1月9日から2月9日までこの検討項目案に関する提案募集を広く行ったところでございます。具体的な検討項目案をまとめたものが7ページでございます。

柱は大きく4つございます。第1に、モバイル市場の公正競争環境の整備に関してでございます。具体的には、第二種指定電気通信設備制度、いわゆる移動通信分野の接続ルールの検証についてでございます。例えば、接続ルールの根拠と内容の検証でありますとか、標準的接続箇所、あるいは機能別の接続料設定のうち、いわゆるアンバンドルの考え方、接続料原価算定の考え方、接続料算定と会計の関係などを検討項目としているところでございます。

また、モバイルネットワークインフラの利活用に関しましても、例えば鉄塔等の設備共用のルール化についてでございますとか、あるいは、携帯事業者の利用者がその事業者の業務区域外で他の事業者からサービス提供を受けるサービスであるいわゆるローミングのルール化の是非などについても検討項目としているところでございます。

第2に、固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備に関してでございますが、まず光ファイバサービスに関しましては、FTTHサービスの屋内配線工事、あるいは利用のルール化の是非でありますとか、あるいはFTTR、利用者宅近くの電柱まで光ファイバを引き、そこから利用者宅まではメタル回線を引き込むFiber to the remote terminal service、いわゆるFTTRサービスに関しまして、これに対応した接続料設

定の是非などについても検討項目としているところでございます。

さらには、DSLサービスのための接続に関する環境整備でございますとか、波長分割多重装置、いわゆるWDM装置を利用した中継ダークファイバの利活用のルール化などについても具体的な検討項目としているところでございます。

第3に、通信プラットフォーム市場、コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備についてでございます。

具体的には、移動網あるいはNGNの通信プラットフォーム機能のオープン化の在り方、あるいは電気通信事業を営んでいるものの電気通信事業法の適用除外と現在されているコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との接続等をめぐる紛争事案、これの取り扱いをどうするかといったようなことも検討項目としているところでございます。

最後に第4、固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方に関してでございます。

今後、固定通信と移動通信が融合していく中で、例えば接続ルールの対象事業者とそれ以外の事業者で接続料水準に大きな差が発生しているような場合について、どう取り扱っていくかという、いわゆる逆ざや問題でございますとか、あるいは、ネットワーク環境が大きく変わっていく中で、接続料については互いに支払わないような、いわゆるビル&キープ方式といわれる新たな接続形態の是非、こういったものも具体的な検討項目としているところでございます。

また、さらには、将来的な課題といたしまして固定通信と移動通信の融合時代における接続ルール全体の在り方をどうしていくかということについても、ぜひご検討いただきたいと考えているところでございます。

次に、8ページ目、9ページ目が、今ご説明をいたしました検討項目案に対する提案募集に寄せられた主な意見を抜粋したものでございます。

まず、モバイル市場の公正競争環境の整備に関する主な意見の抜粋でございます。

第1に、移動通信分野の接続ルール全体の在り方に関しましては、固定通信分野の接続ルールと同様の規制が必要ではないかという意見をイー・モバイル、MVNO協議会等からいただく一方、規制内容を固定通信分野と同一に必要なする必要はないという意見をNTTドコモ、KDDI等からいただいているところでございます。

また、移動通信分野の接続ルールは、すべての携帯電話事業者に適用すべきだという意見も、NTT東西、NTTドコモ等からもいただいているところでございます。

次に、接続ルールの個別の内容についてでございますが、標準的接続箇所の設置や機能のアンバンドル化が必要という意見を、MVNO協議会、STNet等からいただく一方、アンバンドル規制を導入する必要はないという意見をNTTドコモ、KDDI等からいただいているところでございます。

接続料原価算定につきましては、接続料算定の透明性向上の観点から、接続料の算定方法や算定内容の明確化を行うことが必要ではないかという意見をイー・モバイル、NTTドコモ等からいただいております。

また、接続料と会計の関係につきましては、規制会計の整理が必要という意見を、イー・モバイル、MVNO協議会等からいただく一方、固定通信分野の接続料と同様の規制は不要ではないかという意見をKDDI等からいただいているところでございます。

次に、モバイルネットワークインフラの利活用に関してでございますが、鉄塔等の設備の共用は率先して行うべきという意見を、イー・モバイル、MVNO協議会からいただく一方、安易に設備共用をルール化した場合、設備競争の後退につながるのではないかという意見を、STNet等からいただいております。

また、ローミングに関しましては、ローミングのルール化は否定しないが、対象を新規参入事業者とする時限的措置とし、全事業者の取り組みであることの明確化が必要という意見をNTTドコモからいただいております。

他方、基地局の設置が難しい場合は、市場シェアの高い接続ルール対象事業者にローミングを義務づけるべきという意見をソフトバンクからいただいております。

さらには、ローミングは制度化すべきではないという意見もSTNetからいただいているところでございます。

次に、固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備に関する意見でございます。

まず、FTTHの屋内配線の扱いにつきましては、これはビジネススペースでの公正競争条件確保には限界があるのではないかという意見、あるいは、まずは事業者資産の屋内配線について、早期の転用ルールの策定が必要という意見を、KDDIからいただいているところでございます。

他方、屋内配線については、接続ルールの対象に該当しないのではないかと、まずは屋内配線の利活用に向けた事業者相互の意識合わせが必要ではないかという意見を、NTT東西等からいただいているところでございます。

次に、FTTRの扱いについてでございます。

F T T Rは、メタル回線の新規需要を創出し、ドライカップ接続料の上昇傾向の緩和が期待されるという意見をソフトバンクからいただく一方、F T T Rに対応した接続料の設定は不要ではないかという意見をN T T東西等からいただいているところでございます。

次の9ページ目、一番上のところでございますが、中継ダークファイバの利活用の在り方につきましては、非ブロードバンド地域のブロードバンド化の観点から、WDM装置既設区間の貸し出しルールの整備が必要という意見を関西ブロードバンド等からいただく一方、ルールは時期尚早ではないかという意見をN T T東西からいただいているところでございます。

第3に、通信プラットフォーム市場、コンテンツ配信市場の参入促進のための公正競争環境の整備に関する主な意見でございます。

まず、移動網の通信プラットフォーム機能の在り方につきましては、これを接続ルールの対象設備とした上で、必要な機能のアンバンドル・標準的接続箇所の設置を行うべき、具体的には、認証・課金、コンテンツ配信、P U S H型サービスに関する機能等をアンバンドルすべきという意見をM V N O協議会、モバイル・コンテンツ・フォーラム等からいただいているところでございます。

他方、通信プラットフォーム機能のオープン化は、ビジネスベースを基本とすべきという意見をN T Tドコモ、K D D I、ソフトバンク等からいただいているところでございます。

次に、N G Nの通信プラットフォーム機能の在り方につきましては、N G Nの認証機能、セッション制御機能、品質制御機能のアンバンドルを要望するという意見をテレサ協からいただく一方、N G Nには通信伝送機能から独立した通信プラットフォーム機能は存在しないのではないかという意見をN T T東西等からいただいているところでございます。

また、プラットフォーム事業者等と電気通信事業者との接続等をめぐる紛争事案につきまして、これを紛争処理機能の対象とすべきという意見を、モバイル・コンテンツ・フォーラム等からいただく一方、紛争処理の対象範囲を広げるに当たっては、既存の明確化、あるいは適用範囲の整理等が必要ではないかという意見をN T Tドコモからいただいているところでございます。

さらに、現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべきという意

見をKDDIからいただいているところでございます。

最後に第4、固定通信と移動通信の融合時代等における接続の在り方に関する主な意見でございます。

まず、逆ざや問題に関してでございますが、接続料で利益を稼ぐことを目的に、不当に高額な接続料を請求することは接続の拒否事由に該当するという意見を、NTT持株、NTTコミュニケーションズからいただいているところでございます。

他方、事業者間の接続料水準に差異が生じていることをもって、直ちに接続の拒否事由とするのは認められないという意見を、ソフトバンクからいただいているところでございます。

ビル&キープ方式の扱いにつきましては、新規参入事業者や小規模事業者には一般的に不利で適切ではないのではないかと意見を、イー・モバイルからいただく一方、ビル&キープ方式の導入にはメリットがあるのではないかと意見をNTT東西等からいただいているところでございます。

最後に、固定通信と移動通信の融合時代における接続ルール全体の在り方に関してでございますが、これにつきましては、FMCサービスの市場を画定することが必要という意見をテレサ協からいただいております。

また、市場の緊密化・融合化に伴い、NTTグループ会社の競争力が相乗的に高まり、公正競争を阻害するおそれがあるため、規制の在り方を検討すべきという意見をソフトバンクからいただいております。

また、時代にそぐわない枠組みとなっている現行のドミナント規制を含め、見直していくべきという意見をNTT東西等からいただいているところでございます。

10ページが今後のスケジュール案を示した資料でございます。

今ご説明させていただきましたとおり、ことし1月9日から1カ月間検討項目案の提案募集を実施した上で、本日、2月24日に審議会諮問をさせていただいたところでございます。この後、電気通信事業政策部会、接続政策委員会、合同で関係事業者のヒアリングを行っていただければいかかかと考えておりました、この事業者ヒアリングの結果等も踏まえ、さらにご検討いただき、7月末に答申案の取りまとめをいただきたいと考えているところでございます。

この答申案につきまして意見募集を行った上で、最終的には9月末に最終的な答申をお取りまとめいただけないかと考えているところでございます。総務省といたしまして

は、この具体的な答申の内容を踏まえまして、必要に応じ所要の制度整備を実施してまいりたいと考えているところでございます。

最後、11ページが、今申し上げました電気通信事業政策部会・接続政策委員会合同ヒアリングの案についてでございます。具体的には、3月6日金曜日、3月16日月曜日、2回に分けて実施していただいております。第1回はヒアリング事業者団体といたしましては、NTTドコモ、KDDI、イー・モバイル、日本通信、モバイル・コンテンツ・フォーラム。第2回目は、NTT東西、ソフトバンク、社団法人テレコムサービス協会、関西ブロードバンド、これらの事業者、団体を予定しているところでございます。このヒアリング結果をその後のご検討の土台としていただければと思っております。

なお、この後に、それぞれ今回の審議会諮問の内容に関連します参考資料を多数おつけておりますが、詳細な説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についてというタイトルでの、今、諮問のご説明があったところでございます。接続というキーワードを真ん中に据えながら、しかし、かなり幅広い問題提起をされておられるということだろうと思います。どうぞこういった諮問をどういうふうに進めるべきか、どういうふうを考えるべきか、あるいはご説明に関するご質問等、ご発言いただければありがたいと思います。お願いいたします。

○東海部会長 それでは、私から1つ。

これから議論するわけですから、当然のことながら答えを教えたいという意味でお聞きするわけではありませんけれども、これまで事業者間接続、アクセスについては、不可欠性とか、あるいはボトルネック性とかというキーワードを背後におきまして、公平な競争環境が整うようということで、ドミナントに対して規制を課すというような接続ルールの設定の仕方という姿勢が存在していたのかなというふうに理解しております。

このたびモバイルの系統の問題を、コンバージェンスの問題を含みながら接続ルールの在り方を議論するとき、そのモバイルの世界に果たして固定と同じような不可欠性、あるいはボトルネック性というものがどのような形で存在をしてきているのかというこ

とについて、私ども、実は2000年に第二種の指定制度をつくって以降、あまり議論をしてこなかったような気がしております。今回の場合には、固定と携帯というような市場全体を見渡せというようなお話だったように思いますけれども、そのあたりについて、もし現状において、あるいはこの数年を見渡したときにこう考えるべきだというのが総務省におありになりましたら、ご説明をいただければありがたいと思っております。

○古市料金サービス課長　先ほど資料でご説明いたしましたとおり、まさに東海部会長ご指摘の、例えば今の第二種指定整備制度の根拠であるとか内容についてどう考えるかということ、これを1つの大きな検討項目とさせていただいているところでございまして、これに関してもいろいろな意見がございますので、それについては具体的な内容について、今後審議会で検討していただくということだと思っております。

それを前提といたしまして、今までの整理がどうなっているかということにつきましては、固定通信分野につきましては、いわゆる圧倒的なシェアを加入者回線で持つ第一種指定電気通信設備につきましては、いわゆる不可欠設備、ボトルネック性を持つ設備として接続ルールの整備がされてきているということでございます。

他方、2000年に整備をされました移动通信分野の接続ルールにつきましては、ボトルネック設備性はないものの固定加入者ネットワークと同様に、加入者に直接アクセス可能な有力な手段であるということ。それから、携帯事業市場は電波の有限性から三、四社による寡占市場となっていることから、この市場において相対的に高い割合の端末設備を収容するような携帯事業者については、他事業者との接続において強い交渉力を有して優位に立つのではないかとということで接続ルールの整備が行われてきたところがございます。

他方、先ほど資料の3ページ目でご説明いたしましたとおり、移动通信市場におきましても、さまざまな大きな環境変化が起こってきているところでございますので、こういった環境変化も踏まえながら、制度全体の在り方をぜひご議論していただきたいというのが1点でございます。

それからもう1点は、先ほど4つ柱がありますと申しあげました4番目の事項でございますけれども、今後、3.9世代の携帯電話サービスが開始される中で、まさに固定網と移動網が融合していく状況になっていくという中で、現在の接続ルールは固定網と移動網が別のネットワークであるという前提で制度を組んでいるわけでございますけれども、今後、固定網と移動網が融合していく中で、現在の接続ルールで果たしてうまく

機能していくかどうか、そういったことについてもぜひご検討していただきたいと考えているところでございます。

○東海部会長　ありがとうございました。

それに関連してもう1点だけ。

先ほどの図の中にも出てまいりましたけれども、紛争処理の事案がこの問題に関連をして少しずつ出始めているといったようなご説明があったような気がいたしますけれども、具体的にこの接続関係、事業者間接続の中での紛争処理委員会に持ち出された問題というのは、具体的にどんな問題があったのでしょうか。

○古市料金サービス課長　恐縮ですが、別添横長の資料の19ページをおあげいただけますでしょうか。今ご指摘のありました最近の移動体通信事業者間の紛争事案の具体的な内容をまとめたものでございますけれども、この19ページ目でございますとおり、既存の携帯電話網を利用してサービス提供するモバイル・バーチャル・ネットワーク・オペレータ、いわゆるMVNOのサービス提供を行う日本通信という会社と、既存の携帯電話事業者であるNTTドコモとの相互接続において、事業者間協議が整わないということで、平成19年7月9日に総務大臣に対して相互接続にかかる裁定申請がなされたところでございます。

主な争点といたしましては、料金設定の在り方をどうするか、接続料水準をどうするか、あるいは接続等にかかる開発費用にどうするかということございまして、特にこの料金設定の在り方を中心といたしまして、平成19年11月30日に総務大臣裁定がこの資料にございますとおり具体的に行われたということでございます。

○東海部会長　ありがとうございました。

どうぞ、ほかに。

○根岸臨時委員　ここに挙げられましたテーマは、みんな非常に重要で重いテーマがたくさんあって、私もこの審議に入っているわけですが、こういうスケジュールでそういう問題についてある種の方向みたいなものが見えてくるのかと、大変だなというのが感想でありますけれども、しかし、非常に重要な問題ですから、この諮問に対して審議をするということは非常にやらなければならないことだというふうに考えますので、この諮問内容で検討いただきたいと思います。

今、東海先生がおっしゃったことと若干関係しますが、例えば、今回の場合には、特に移動体のところが重要になって、それがインフラになってきたということで、以前は

固定を考えていたわけで、固定も大事なんだけど、移動体というのがありまして、この参考資料になるのでしょうか、参考資料の一番最初、13ページのところに制度の指定電気通信設備の枠組みというのがあって、第一種と第二種ということで違いがあるということで、第二種につきましては、いわゆる狭い意味でというか、ドミナントなものに対する規制というわけでは必ずしもないわけですね。そういうこともあり、したがって、その規制内容も第一種の場合にはドミナント規制ということであって、認可制というようなものがある。しかし、こちらでは、事前届け出というか、そういう仕組みになっていて、あとは交渉というか、そういうようなことになっているというようなことになっています。しかし、こちらのほうもドミナントではないにしても、一定のシェアを超えたものというものに付加して規制をやっている、こういう仕組みになっています。今回の場合、それがこのようなやり方を続けるかということか、ドミナントなどうか、あるいは特定のものの方にのみこのような規制を及ぼすのか、あるいは、そうでない方にもやはり類似のものをしないと、全体としてこの目的が達成できないのか、そういう問題があるように思います。

それから、さっきの事務局でご紹介いただきました紛争事例の、これは参考資料の19ページに、移動体通信事業者間の紛争事案というのがありますけれども、これはちょっとよくわからないところがあります。つまり、この接続の紛争で最終的にこれは総務大臣が裁定をしたわけですから、命令したというか、これに従わなければならないということになって、見方によれば、ある種の接続義務を設定して、その中身について総務大臣が内容を決めた、そういうふうな理解ができるわけでございます。意見なんですけれども、ある意味で、ある種の接続ルールみたいなところがありまして、これがどのような今後の一般性、あるいは今後このような紛争を1個1個やっていくのか、あるいは、いや、これは接続ということで考えて一定の制度化をしてやっていくのか、そういうような問題になっています。これは移動体ですから、先ほどの規制のルールというか、根拠からいうと、必ずしも認可制があって、国がその中身について全部決めてしまうというか、認可するとか、そういう仕組みではないわけですね。しかし、この場合には、多分それに近いものが行われているのではないかというふうに思うわけで、そうすると、今後こういうものを、こういう1個1個の紛争として解決するのか、制度化するのかという問題が多分あり、かつ、これはドコモが対象になっていますが、別の会社に対してこの同じような申請が来たときにはどうなるかということですが、そういうような問題を

含めて問題としてあると。東海先生がおっしゃったことと関連するようなところがありまして、今後このようなことを検討していくということで、このようなところが重要ではないかというふうに思います。

○東海部会長　ご指摘いただいたことは、大きく分ければ2つほどあったかと思えますけれども、いずれもやはりそういう問題があるからこそこの諮問があったんだというような理解で、これからやっていかなければならないと私は思いますし、紛争の問題にしても、紛争処理委員会という機能を強くしたほうがいいのか、あるいはそうじゃなくて、先生がおっしゃったようにルール化してそれを対応したほうがいいのかといったような整理をしていかなければならないのかなとも私は承りましたけれども、事務局から何か補足がございましたら。

○古市料金サービス課長　ありがとうございました。

ただいまのご指摘につきましては、現在の事業法の制度上は、例えば、個別の第一種あるいは第二種指定電気通信設備制度に基づく個別の接続ルール。それからもう1つ、接続あるいは卸電気通信役務の提供等をめぐる個別の紛争事案を解決していく総務大臣裁定などの紛争処理機能、これらが相まって円滑な接続あるいは競争環境整備が行われている制度となっているということでございまして、両者が補完し合いながら公正競争環境を確保していくという制度になっているかと理解しております。

この具体的な19ページの紛争事案についてでございますけれども、ちょっと資料には記載が抜けているわけでございますけれども、この個別事案の紛争について総務大臣裁定を行った際、これを紛争処理委員会に諮問をしております。この紛争処理委員会で総務大臣裁定に関して勧告が出されてございまして、正確な文言は記憶しておりませんが、このような個別事案も踏まえて、例えばMVNOとMNOの接続料金の算定の在り方など、必要に応じて検討した上で必要な措置をとっていくようにという勧告もなされているわけございまして、こういった勧告を踏まえながら今後の接続ルールの在り方を検討していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

○東海部会長　ありがとうございました。

ほかに何か。どうぞ。

○斎藤委員　今後ご検討いただく中で、大きな流れとしてぜひご検討いただきたいと思っていることがございます。

3ページのモバイル市場のチャートを見ると、モバイルは急成長を遂げてきましたが、

伸び率がこれだけ落ちているということは、もう既に成熟産業になっているということでございますよね。ということは、これから何が起こっていくかという、インフラであるモバイルがもう大きな勢力ではなくて、その上で動くアプリケーションがこれから大きく世の中を変えていく力になっていくのだらうと思います。

そうしますと、今回ご検討いただくことに関しても、やはりモバイルというか、ハードのところだけではなくて、アプリケーションに対してどういう考慮をするかというのが重要になってくるのではないかと思います。その点もぜひご検討いただけたらと思います。

それに伴って、今まではドミナントでもうけ過ぎている会社、独占的な地位にある会社からどうやって新たに参入してくる企業を守るかという発想がずっと続いてきたと思いますが、逆にこれからは、大きな設備投資を続けてインフラを保っていかなければいけない、維持していかなければいけない責任を持つドミナントと言われる企業を逆に守るということも考えないと、インフラが脆弱になる、設備投資がうまくいなくて電気通信が世界から遅れをとるということも十分考えられるのではないかと。その意味でも、発想の転換期に来ているなというふうにチャートを見て思いました。

○東海部会長　　どうぞ。

○古市料金サービス課長　　大変重要なお指摘だと思っております、先ほど、資料の5ページでご説明いたしましたとおり、斎藤委員ご指摘のとおり、今後、やはり通信プラットフォーム市場、コンテンツ配信市場、そしてこれらが下支えするまさにアプリケーションの分野の市場が拡大していくということが大きく期待されているところでございまして、今回の接続料の在り方の議論においても、先生ご指摘の視点、これを十分に踏まえながら議論して検討していきたいと考えているところでございます。

また、インフラの維持、これも非常に重要ではないかというご指摘も非常に大事な視点だと思っております、例えばモバイルネットワークの利活用をどうするかという議論の中でも、そういった視点も十分に踏まえながら検討していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

○東海部会長　　いずれにしても、ご指摘のことは全部大変大事なことだと思いますし、ただし、これから議論を進めていく過程でしっかりと環境を踏まえてご指摘のことをこの場で考えていくということではないかなと思っております。

ほかにいかがでございましょうか。

○高橋委員　よろしいですか。

○東海部会長　どうぞ。

○高橋委員　エンドユーザーの視点から少し申し上げたいと思います。

冒頭ご説明がありましたように、モバイル市場もブロードバンド市場も重要インフラであり、かつ、まさに生活者にとって生活を活性化してくれると同時に新しい産業が創出され、雇用が増えていく源であることは重々承知ではございますけれども、通信費の家計負担というのはものすごく増えておりました、財布を細らせている面ということがあることは否定できないというふうに思います。

諮問はきょうだったわけですが、我々の審議会がこのような検討を始めると、年初から少しずつ報道が始まっています、一般の国民の方々も、特にモバイルの通信料が下がるのではないかと期待を大変持っているところだというふうに思います。固定回線に電話する場合に比べて携帯電話回線に電話する場合の接続料が著しく高いというところが着目されているということだと思いますが、今後、よりよいサービスをより安くどう提供していくかということについて、今、齋藤委員のご意見にも同感でございますけれども、鉄塔とか、事業者が協力してできる部分はむだな投資をしないことというのもこの時代に非常に重要だというふうに思います。ですから、利便性の向上と利用しやすい価格のサービスということを念頭に置きながら、ほんとうにむだでない競争を促進して、使いやすいインフラを構築してほしいというふうに思います。

その意味でも、パブコメの前に国民的な関心が高まるような工夫を総務省にはぜひしていただきたいというふうに思います。従前ですと、報告書案ができてからパブコメをとりますよということで、パブコメをとりますと、この手の問題は事業者のほうからばかり出てきてしまうので、生活者の声が出ないということが多くあります。ここ一、二年、消費者団体に対する説明会とかを開いていただいているんですけども、この夏場は三けたに迫るパブコメラッシュになりまして、消費者団体とか弁護士会とかも対応できないという状況が出てきております。ですので、報告書が出る前にぜひ報告書に反映するような形でヒアリングを行っていただいたりとか、関心を持っていただいて、マスコミにもよりわかりやすい報道をしていただくということをぜひ心がけていただきたいと思います。

以上、お願いでございます。

○東海部会長　どうぞ。

○古市料金サービス課長　ただいまのご指摘に関してでございますけれども、電気通信分野におきましては、ユーザー料金、通話料金については規制緩和をいたしております、一義的には通信事業者が経営判断で設定をしていくということでございます。したがって、接続料の在り方が直接に通話料にダイレクトにリンクするというものではないということでございます。

しかしながら、今回、固定ブロードバンド分野、あるいはモバイル分野におきまして競争環境をさらに進めていくことによって、その促進を通じた多様なサービス、あるいは低廉な料金が出てきて、結果として利用者利益につながるような形にしていきたいと総務省としては考えているところでございます。

パブコメの関係につきましては、この接続ルール見直し以外の案件につきましても、高橋委員からご指摘をいただいているところでございまして、ほかの案件も含めて、できるだけ国民、利用者の方々にわかりやすい形となるように努力をしていきたいと考えているところでございます。

○新町委員　よろしいですか。

○東海部会長　ご発言、どうぞ。

○新町委員　私はことしから委員になったので、必ずしもキャッチアップしていないので素朴な質問と、ばかにした質問だと思わないでいただきたいのですが、どの産業も成長過程の中にあるときはいろいろな問題が出てくるわけですが、この電気通信市場もそういう意味では環境変化が出てきている。その1つの理由が成長してだんだん成熟していくという過程の中でいろいろな問題が出てきていると思います。質問の1つと、また審議会としてきちっとやっていかないといけないと思うのは、各事業者の競争力と差別化という問題と、だんだんそれが成長してきますと、業界、産業全体のともに共通の全体の活性化と反映というものを考えていくと思うんですが、これをずっと突き詰めていくと、依然として各事業者は残っていくわけですが、さらにそれによって競争力が阻害され、差別化ができなくなると、またさらに各事業者がそれにさらに進んだ差別化ということを指向してくると、せっかく全体の活性化の環境がまた崩れていく、矛盾がいろいろなところという傾向があるのかなと思うので、まさに今この段階できちっと崩れないような形で各事業者のいい意味での競争力が発揮されながら、質のいいものができ上がっていくように、最初の段階が大切なので、制度も含めてそういうものにしていく必要があるのではないのかなというふうに思います。

○東海部会長　まさにおっしゃるとおりでございます、そういう意味で、ぜひとも委員におかれましては、そういうチェックをしていただければありがたいと思っております。私どもも細かいことばかりにとらわれて、時折そういうところに落ち込んでしまうことがよくございます。

全体を見渡すということをしかりと踏まえていかなければいけないかなと思っております。

○新町委員　私は航空会社から来ておりますもので、航空会社もそれぞれの単独での各企業の競争力の強化、差別化を図っていくところから、今度はアライアンスになってくる。今、アライアンスが3つか4つぐらいあるわけですが、今度それを全体の航空業界の発展のためにどういう形にしていくかということになると、1つのネックになってくるので、そんなものがどの産業、どの事業分野にもあるのかなという気がしましたので、素朴に質問させていただきました。

○東海部会長　ありがとうございました。

それでは、時間も過ぎておりますので、電気通信事業政策部会といたしましては、先ほどご提案のあった合同ヒアリングを2回実施するというをご了承いただけますでしょうか。

さらにこの件につきましては、接続政策委員会においてご検討いただき、その結果を当部会で審議して答申をまとめるという手順にさせていただきたいと思っております。よろしくございましょうか。

それでは、そのように決定させていただきたいと思っております。

閉　　会

○東海部会長　あと何か事務局からございますでしょうか。

○副島管理室長　この会議が終わりましたから、この同じ場所で情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会が開催される予定となっておりますので、ご関係の委員はそのままこの場所で待機していただきたいと思います。

以上です。

○東海部会長　それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思っております。

次回の会議日程につきましては、別途決まり次第、事務局よりご連絡をさせていただきます。

きます。ありがとうございました。